

地元住民団体による茅葺き民家の再生

山口県下関市菊川町「歌野清流庵」の事例

REUSE OF THATCHED ROOF HOUSE BY THE INHABITANT GROUP'S RENOVATION

Case study on *Utano-Seiryu-an* in Yamaguchi Pre.

山本幸子 — *1
 鵜 心治 — *3

中園真人 — *2

Sachiko YAMAMOTO — *1
 Shinji IKARUGA — *3

Mahito NAKAZONO — *2

キーワード:

茅葺き, 民家再生, 住民団体, 改修

Keywords:

Thatched roof, Traditional housing renewal, Inhabitant group, Renovation

This paper deals with the activity of the inhabitant group that renovated a thatched roof house and reused as Japanese noodle restaurant and meeting home. The purpose of this study is to clear the condition that the reuse of tradition house realized by the volunteer activities of the inhabitant group. As a result, the factors which activities succeeded are as follows. The interchange activities of three years and more brought the will to regenerate the house to the people who participated and farmers who have techniques like craftsman made the reuse of the thatched roof house possible by volunteer job.

1. 序論

日本の伝承文化でもあり農村景観を形成する重要な地域資源である茅葺き民家は、茅葺き職人の減少や伝統技術の消失、材料供給の困難性、さらに葺き替え費用の高額化等が要因となり、維持・保存が難しく年々減少している。

このような背景から、公共団体による買い上げ又は借り上げや助成金等の資金援助による再生・活用が取り組まれている。しかし、過疎農村地域の自治体の中には、財政的な問題から葺き替え費用を確保できない場合や、管理・運営を継続することが困難となる場合も予想される。今後葺き替え費用を抑え、持続的な管理・運営を行うためには、地域住民と行政が連携した参加型の茅葺き民家保存・再生のあり方を検討する必要があると考える。

茅葺き民家の保存・再生に関する既往研究としては、茅葺き屋根補修作業の労力支出に着目し、葺き替えに伴う経済的・人的負担の現状を明らかにした上で、継続可能な補修作業モデルを提案した研究成果がある¹⁾。また茅葺き屋根の維持管理システムに関する研究では、自治体に対するアンケート・ヒアリング調査による全国的なシステムの実態把握に関する研究²⁾や、京都府美山町の茅葺き民家集落を対象に、昔と現在の維持管理方法を比較しシステム変遷の要因について考察を行った研究³⁾、新潟県佐渡島の茅葺き民家所有者を対象に利活用状況や維持管理方法を調査した研究⁴⁾等があり、茅葺き屋根保存方法の現状と課題については明らかにされている。しかしこれらは職人を主体とした葺き替え事例であり、住民主体により葺き替えが行われた事例を取り上げた研究は少なく、住民参加の観点から茅葺き民家再生手法を検討した研究も十分ではない。

こうした観点から、山口県下関市菊川町「歌野の自然とふれあう会」(以下ふれあう会)の取り組みは、町内の谷あい立地する古民家を、住民参加により全てボランティアで茅葺き屋根の葺き替えを行い、さらに地元住民団体の手により民家再生・活用を実現した先駆的事例として位置付けられる。

よって本研究では、このふれあう会の活動事例を対象に、葺き替え作業の実践過程と参加者の特徴及び民家再生・活用に向けての地域住民の意識の醸成プロセスを明らかにした上で、地域住民による茅葺き民家の再生が実現した要因を検証することを目的とする。まず、ふれあう会の活動開始以前の対象民家の管理・運営状況の把握を行う。次に会員へのヒアリング調査を元に、会の設立過程と活動内容の分析を行い、住民参加の意思決定プロセスを明らかにし、アンケート調査結果から茅葺き作業参加者の特徴を導き出す。さらに葺き替え後の管理・運営方法と内部改修の内容を整理し、今後の住民参加による茅葺き民家の再生・活用を促進する上での課題について考察を加える。

2. 西山邸の概要と沿革

2-1. 西山邸概要

西山邸は山口県下関市菊川町歌野川上流に開かれた歌野地区に位置する。明治14年に農家の母屋として建築された、檜首構造の屋根と四つ間取り形式の平面型及び大黒柱を中心とした架構形式の、当地方の典型的な田の字型農家住宅(延床面積183.6㎡)である。周辺は正面に水田、背面に山林が広がり、また付近を豊富な水流を有す歌野川が流れ、建築当時とほぼ変わらない環境を残している(図

本稿は参考文献8)を加筆・修正したものである。

*1 山口大学大学院理工学研究科 博士後期課程・工修
 (〒755-8611 山口県宇部市常盤台2-16-1)

*2 山口大学大学院理工学研究科 教授・工博

*3 山口大学大学院理工学研究科 助教授・工博

*1 Doctoral Course, Graduate School of Science and Eng., Yamaguchi Univ., M. Eng.

*2 Prof., Graduate School of Science and Eng., Yamaguchi Univ., Dr. Eng.

*3 Assoc. Prof., Graduate School of Science and Eng., Yamaguchi Univ., Dr. Eng.

1-3), (写真1, 2)。

2-2. 自然活用村

歌野川は豪雨に見舞われると奔流となって平坦部では氾濫し、耕地に甚大な被害をもたらしていた⁵⁾。一方この地域一帯は慢性的に旱魃地帯で、しばしばその被害も発生していたため、昭和52年に干害排水と防災を目的に、県営事業として歌野ダムの建設が始められた。歌野集落は16戸の民家で構成されていたが、この頃交通の不便等から6戸が既に町中心部に転居しており、当時10戸が残存していたが、ダム建設に伴い4戸が水没し、歌野自治会の解散により他の集落内住民も転居し、対象家屋の西山邸も空き家となった¹⁾。

昭和55年ダムが完成し、集落が消滅したダム周辺の開発を図る目的で、昭和56年から5ヵ年に渡り菊川町により「新農業構造改善事業」が実施され、ダム周辺は「自然活用村」として観光開発が進められた。事業内容を表1に示すが、第一は連絡農道・遊歩道の整備で、集落に大型バスを入れるための道路拡幅工事等が行われ、事業費の1/3が費やされた。第二は産業・観光農園の整備で、清水を利用してヤマメの養殖場も作られた。第三は自然環境活用センター・キャンプ場の整備で、ダム両側の町有林約2haに遊園地・キャンプ場・草スキー・炊事場・管理棟等が整備された。自然環境活用センターは、家族利用から研修会・会議・休憩の場として幅広く利用可能な施設である。第四は「郷土文化保存伝習施設」の整備で、当時集落に残存していた茅葺き民家の中で、比較的保存状態が良好で農作業用に使用されていた西山邸を展示施設として活用することが決まり、町と所有者の間で使用貸借契約が結ばれ、町により約500万円かけて改修が行われた。借用期間は町が必要とする期間とし²⁾、改修箇所は老朽化した納屋の解体と屋根・床を中心に整備が行われ、屋根は茅葺き職人によって葺き替えられた。こうして8年間空き家であった西山邸は再生され、土間に民具や農機具を展示するとともに、茅葺き民家を見学する施設として活用されることとなった。管理人は常駐しておらず、自然環境活用センターの管理人が適宜巡回する程度で、入館料は無料で来客は自由に入出りできる状態であった。

3. 地域住民の活動

ここでは、ふれあう会設立以前から菊川町で活動を行っている「菊川町農業企業者クラブ」(以下企業者クラブ)の活動内容と、ふれあう会設立までの地域住民の参加プロセスを明らかにする(表2)。

3-1. 企業者クラブ

町内では昭和41年にまちづくりを推進する目的で有志により「企業者クラブ」が結成され、毎年桜祭りや蛍祭り等の地域交流イベント活動が行われている。昭和60年に自然活用村に観光農園が整備された際には、企業者クラブは町から依頼を受け農園を運営し、果樹を中心に栽培していた。後に鳥獣の被害に悩まされ閉園することとなったものの、これが企業者クラブが自然活用村を拠点に活動を展開するきっかけになっている。

また企業者クラブは地元農家の長男で構成されている点特徴で、農家の後継者であることから地域づくりへの参加意識が強く、さらに長期に亘るこのような活動を通して地域住民との間に信頼関係を築いてきたといえる。

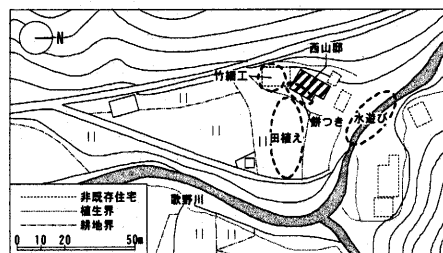


図1 敷地周辺図

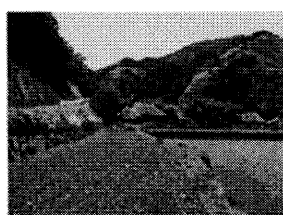


写真1 敷地周辺 (S59)



写真2 外観 (H12) 注3)

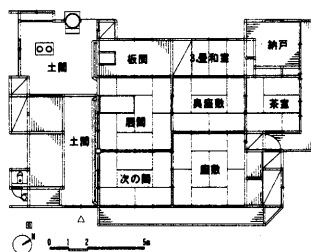


図2 改修前平面図

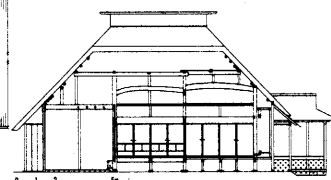


図3 南断面図

表1 新農業構造改善事業概要

年度	事業主体	事業内容	事業費(千円)
S56		連絡農道(含橋梁2ヶ所)	58,000
		遊歩道	21,000
S57		連絡農道(含橋梁3ヶ所)	41,000
		漁業養殖施設(ヤマメ)	12,000
		野外緑地広場	6,000
S58	菊川町	野外場等(キャンプ場・運動広場・展望台等)	69,000
S59		自然環境活用センター(研修室・休憩室・給食室等)	48,500
S60		郷土文化保存伝習施設	5,000
		野営場等(水道・照明・舗装)	24,000
計			284,500

3-2. ふれあう会準備期

平成12年、下関市出身の定年退職者ら(村おこしの会)の呼びかけによって、企業者クラブ、村おこしの会、大学により後のふれあう会の基盤となる村づくりのためのグループが結成された。著者らは結成当時から、大学の研究室として参加・協力している。

最初の取り組みとして、地元農家の人々や小学生、大学生を中心に自然活用村で杵と臼を使った餅つきが行われた。翌年からは子どもたちに昔の農家の暮らしを体験・学習してもらおう目的で、当時「郷土文化保存伝習施設」として使用されていた西山邸⁴⁾と前面に広がる水田を活動拠点とし⁵⁾、子どもたちが農業を体験するとともに、茅葺き民家の生活に触れることができる取り組みを始めた。企業者クラブを中心とする地元の農家が作業道具や軽トラックを準備し、農作業の指導を行っている。通年の行事としては、6月の田植え(写真3)、10月の稲刈り、12月の餅つきで、この取り組みは5年が経過し、毎年地元住民、町内の小学生、近隣地域の住民、大学

生らの参加が約70名程度^{注6)}ある。

このようにふれあう会準備期には、企業者クラブが経験と技術を生かし指導者となったことが、このような活動の取り掛かりを容易にし、地元住民を始めとする多くの人々の参加と協力の獲得につながった。また参加者は地域住民と空間を共有しながらこのような共通の体験を通して、地域資源としての西山邸の価値を認知するとともに、協働作業への関心が高まったと考えられる。

3-3. ふれあう会の設立

平成14年、町は「郷土文化保存伝習施設」の今後の維持管理は財政的に不可能であると判断し、所有者に返還を申請、所有者は解体・整地を申し出たことから、西山邸は解体されることが決定していた。しかし活動参加者から「現在では希少な価値のある茅葺き民家を守ろう」と保存・継承が強く望まれたことから、地域住民で西山邸を地域交流の拠点として活用していく旨を町に伝え、同年8月土地・建物が所有者に返還された。

当時任意団体として活動を行っていたが、西山邸を借り受け保存活動を進めていくために、登録団体として正式に発足する必要があることから、平成16年1月、「歌野の自然とふれあう会」が設立された。この会は、「郷土文化保存伝習施設」を引き継ぎ、里山に伝わる農法、伝統、景観、自然の保存を通じて、失われつつある農業文化を広く後世に伝えるとともに、幅広い年代に学習の場や機会を提供しその保存啓蒙に供する事を目的とし、1) 歌野の自然環境保全を図る活動、2) 里山文化・伝統の保存継承を図る活動、3) 村おこしの推進を図る活動、4) 青少年の健全育成・社会教育の推進を図る活動、5) 地産の食材を使った食品のPR活動、等を進める計画である。現在は1)・2)・3)を中心に活動が展開されている。会の発足と同時に、会と西山邸所有者の間で使用貸借契約が結ばれた。契約期間は会が必要とする期間で、賃借料は無料、所有者が契約を解除した際に所有者の承認を受けた場合は原状回復義務免除の条項が定められている^{注7)}。

以上から、本事例においても自治体による茅葺き民家の管理・運営を継続することが財政的に困難になるという問題を生じている。一方で住民団体による西山邸の保存・再生の意思決定プロセスにおいては、①まちづくりへの意識が高く経験と技術が豊富な地元農業者の団体(企業者クラブ)を主体としている点、②3年間に亘る西山邸を拠点とした活動が地域住民に農村文化及び西山邸の希少価値を認識させた点、③定期的な協同作業が参加者の住民主体の活動に対する評価を高めた点、が重要であることが指摘される(図4)。

4. 地域住民参加による茅葺き作業

茅葺き屋根葺き替えの共通課題として、1)適切な量の茅の確保、2)茅を継続的に供給するための茅場の確保、3)茅葺き職人の確保、4)補助作業を行う人手の確保、があげられる。ここでは茅葺きの作業工程を整理したうえで、茅葺き参加者に対するアンケート調査結果から、参加者の特徴を抽出し、現状の課題がどのように解決されたのかについて考察を行う。

4-1. 茅葺き作業の工程

西山邸の返還時には、具体的な保存方法は決定されておらず、返還後ふれあう会において検討が重ねられ、その結果、損傷の激しい

表2 歌野の自然とふれあう会の歩み

年 月	ふれあう会の歩み
M14	西山邸建築
S41	菊川町農業企業者クラブ発足
S52 4 6	西山氏新宅に引越し、空き家となる 歌野ダム定礎式(上流地区立ち退き、 10戸の集落が消滅)
S55 5	歌野ダム完工式
S56 12	新農業構造改善事業 歌野ダム周辺に千本桜植樹
S60 3 9	自然活用センター竣工 西山氏土地・建物を町に無償で貸し付け 「郷土文化保存伝習施設」として使用
S61	企業者クラブが自然活用村の観光農園を管理
H12 12	村おこしの会の始まり 発起人が大学訪問・協力要請 西山邸大掃除(地元住民+学生) 村おこしの会+企業者クラブ自然活用村で餅つき
H13 5 6 7 10 12	話し合い(地元住民+大学) 田植え 実測調査(大学) 稲刈り・話し合い(地元住民+大学) 餅つき
H14 4 6 7 8 10 11 12	「郷土文化保存伝習施設」用油終了 西山氏は解体返還・整地を申し出る 田植え・話し合い(地元住民+大学) 草取り 町から西山氏に土地・建物が返還 稲刈り 餅つき
H15 2 5 6 7 10 12	秋吉台・歌野周辺で茅刈り 話し合い(地元住民+大学) 第1回茅葺き(北・西面) 田植え 草取り 稲刈り・芋掘り・話し合い(地元住民+大学) 餅つき
H16 1 2 4 5 6 8 10 12	「歌野の自然とふれあう会」発足総会 西山氏と会の間で使用貸借契約が結ばれる 竹切り・歌野周辺で茅刈り 歌野周辺で茅刈り 実測調査(大学) 第2回茅葺き(南・東面) 田植え 会と「歌野清流庵」店主の間で使用貸借契約が 結ばれる リフォーム工事(8-12月) 稲刈り 餅つき
H17 3 4 6 8 10 11 12	「歌野清流庵」開店 登録有形文化財指定 田植え・屋根南面寄棟部分補修 歌野周辺の環境整備 稲刈り・登録有形文化財指定記念シンポジウム 里山探検隊 餅つき・看板除幕式



写真3 田植え (H13) ^{注8)}

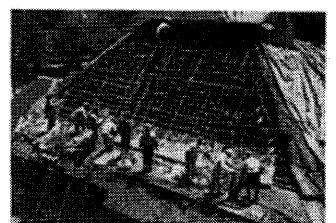


写真4 茅葺き (H15)

屋根の修繕が最優先であると判断された。検討の過程において、これまでの地域交流活動の成果を活かし、主体的に茅葺き屋根の葺き替えに取り組む意識が高まり^{注9)}、会員を中心に地域住民の手により茅葺き作業を行うことが決定された。近辺では必要な量の茅が確保できないことから、美祿郡秋芳町秋吉台に茅が自生しているという情報を得、町役場担当者に問い合わせ、会員数人で下見をし、無償で提供を受けた。地元新聞及び折り込み広告にて茅刈り作業への参加を募り、平成15年2月、秋吉台において茅刈りが行われ現地に運搬された。不足分は会員の情報提供により隣町の豊田町奎路子の茅を刈って補われた。第1回目の葺き替え作業は5月の2日間で実

施され、北・西面の屋根が葺き替えられ、約70名の住民の参加が得られた。町内に住む83歳の元茅葺き職人T氏に指導を依頼したところ、「伝統技術を後世に伝えたい」という気持ちから積極的な協力を得¹⁰⁾、葺き替え作業は①屋根に上って葺き替えを行うグループ、②足場に登って茅を手渡すグループ、③茅を束ねて長さをそろえるグループの分担作業によって行われ、分担は参加者の自主性に基き決められた。葺き替えに必要な道具は、T氏と農業者によって準備された。T氏の指導の下、(1)足場を組む、(2)風化した茅を全て下ろす、(3)下地の竹を組む、(4)③が茅を束ねて長さをそろえ、②が足場に登り茅を手渡し、①が軒先から竹に茅を縄で縛り固定する、(5)表面をならす、(6)刈り込みをする、という工程により葺き替え作業が行われた(写真4)。第2回目の茅の確保方法については、西山邸付近の会員により管理されている畑に自生している茅を翌年に採取できるように手入が行われ、翌年1-2月にかけて3回に亘り茅刈り作業が実施された。5月には3日間で南・東面の屋根の葺き替えが実施され、延約80名の参加が得られた。

4-2. 茅葺き作業参加者の経験と作業内容

茅葺き作業参加者の属性及び経験と作業内容との関連性を明らかにするため、平成15年度及び16年度茅葺き作業参加者に対し、茅葺きの参加と経験に関するアンケート調査を行った。配布時期は平成18年2月で、配布数55、回収数37(回収率67.3%)、有効回答数37(有効回答率100%)であった。

回答者のうち茅葺き作業経験者が21名で過半数を超えていたことから、経験の有無と作業内容により、参加者を図5のように5グループに分類した。

類型別の年齢・職業・居住地を図6・7に示すが、「経験者葺き替え型」は、町内に居住する60代の農業者が最も多いのが特徴で、これは主に企業者クラブのメンバーで構成されている。一方で「未経験者葺き替え型」は、町外に居住する人の割合が高く、年齢・職業共に幅広い点の特徴としてあげられる。「経験者茅準備型」についても、町内に居住する60-70代で構成されている。

次に経験者の作業内容と経験時期を図8に示すが、「茅を葺く様子を見た」が最も多く、次いで「茅刈り」が多いことから、幼少期及び10-20代にこれらの経験をしている割合が高い。一方で「茅を葺いた」経験を有する人は3名しかみられず、「経験者葺き替え型」においても、実際に屋根を葺く作業は初めての人が大半であることが明らかになった。

次に平成15年度及び16年度の葺き替え・茅刈り・竹切り作業への類型別参加率を図9に示すが、「経験者葺き替え型」は、葺き替え作業は2ヵ年ともに全員が参加しており、茅刈り・竹切り作業に対しても参加率が高い点の特徴である。「経験者茅準備型」は、葺き替え・茅刈り作業は2ヵ年とも全員参加しているが、竹切り作業への参加は1人しか見られない。「未経験者葺き替え型」は、葺き替え作業を2ヵ年ともに参加した人は2人に留まり、2年目不参加や2年目からの参加のため、または作業内容が異なっているため、人数が変動している点の特徴であるが、2年目に参加者が増加している点は注目される。一方で茅刈り・竹切り作業の参加者は少ない。「未経験者茅準備型」及び「昼食準備型」は、葺き替え作業のみの参加であり、茅刈り・竹切り作業への参加はみられない。

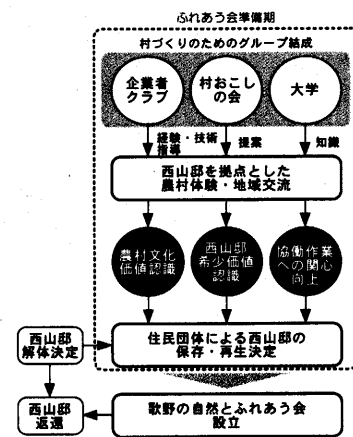


図4 ふれあひ会設立のプロセス

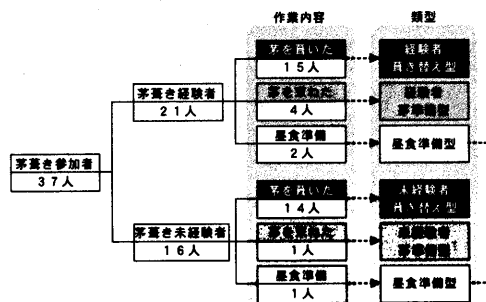


図5 参加者の分類手順

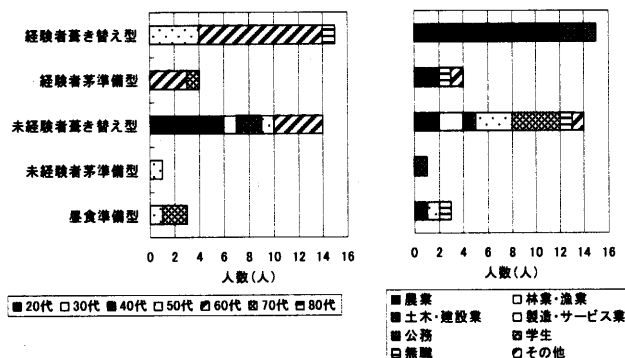


図6 参加者の年齢と職業

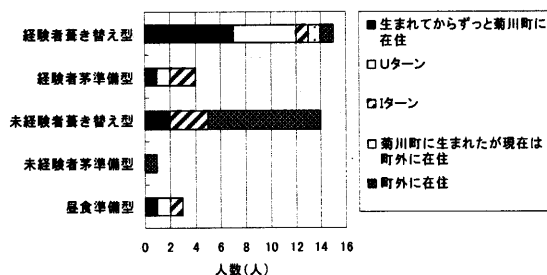


図7 参加者の居住地

このことから、2ヵ年に及ぶ一連の茅葺き作業過程において、「経験者葺き替え型」が中心的役割を担い、「未経験者葺き替え型」が作業補助的な役割を果たしていることが分かり、「経験者葺き替え型」の特徴として、①農作業の経験と技術が豊富な地元60代の農業者で構成されている、②幼少期や青年期にかけて茅刈りや葺き替え作業の様子を見る等の経験を有す、③茅刈り・竹切り・葺き替え作業の

全ての活動において、主体的に取り組んでいることがあげられる。一方「未経験者葺き替え型」の特徴として、①町外から参加した非農業者で20-60代の幅広い世代で構成されている、②茅葺き作業未経験者であるが、積極的に葺き替え作業に参加している、③茅刈り・竹切り作業への参加は少ないことがあげられる。

以上より、地域住民による茅葺き作業への取組みは、1) 近辺に自生する茅を無償で入手できた、2) 2年目は会員から提供された茅場を手入れし準備しておいた、3) 地元の元茅葺き職人の協力を得られた、4) 職人は1人であったにもかかわらず、「経験者葺き替え型」を主軸とすることで「未経験者葺き替え型」の積極的な葺き替え作業への参加が得られた、ことが成功につながったといえる。

5. 地域住民を主体とした民家再生・活用

5-1. 管理・運営方法

ボランティアにより屋根の葺き替えが行われたものの、畳や建具の腐朽が激しく、構造補強や内部改修を行わなければ民家を活用することができない状態であったことから、ふれあう会では改修費用の確保が重要な課題としてあげられていた。

活用方法について検討する中で、会員のS氏が蕎麦打ち体験講師を始めていたことがきっかけで、西山邸を地域の人々が集う場を兼ねた飲食店として活用する計画が提案された^{注10)}。ふれあう会には、地元の工務店や電気工事業者等、建設業に携わる人も会員に含まれていたことから、改修工事の話が進み、S氏はふれあう会から西山邸を借り受けて、改修費用を負担し改修を行うことを決め、平成16年6月、ふれあう会とS氏の間で使用貸借契約が結ばれた。改修を前提とした契約であることから、特約条項を活用した定期借家方式を採用している^{注11)}。特徴は、借用期間は借主が必要とする期間で、所有者の承諾のもとで大規模改修を認める条項を定めている点、途中解約時の借主の原状回復義務免除と、買取請求権放棄を定めている点の特徴で、この方式により借主の改修費用負担による大規模改修が可能になっている。

こうしてふれあう会からS氏に西山邸の管理権が渡り、これまでふれあう会の定期的な活動時のみ利用されていたが、飲食店として活用されることで常時利用され、収益により施設の運営及び維持費を賄うことが可能となった。

5-2. 改修内容

ふれあう会の活動をはじめとした地域交流等、多目的に使用できる場を兼ね備えた飲食店として活用することに重点を置いて改修計画が立てられ、平成16年8月-12月にかけて改修工事が行われた。改修費用は474万円である。主な改修内容を図10に示す。

西山邸は耐力壁が少なく、柱・大引に腐食が見られたことから、①腐食部材交換、②足固め設置、③耐震壁設置による耐震補強工事が行われた。足固めは柱脚部の断面欠損を防ぐため、柱脚の両側から厚30mmの杉板で挟み、二枚の杉板をボルトで緊結し固定する合わせ梁の手法を用いている。耐力壁は二重落とし込み板を採用し、柱の内面と柱間に60角の受け材を固定し、厚30mmの杉板を落とし込み、ダボで上下の杉板を固定しながら、ビスで受け材に固定する手法を用いている。設備に関しては既存釜戸が撤去され、シンクが新設された。また水道が引かれていないため、新たに井戸を掘り給排

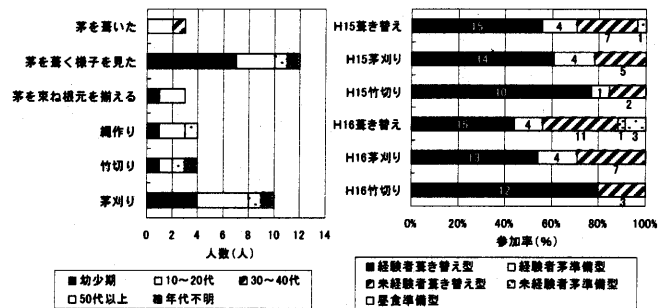


図8 茅葺きの経験内容(複数回答) 図9 茅葺き作業参加状況

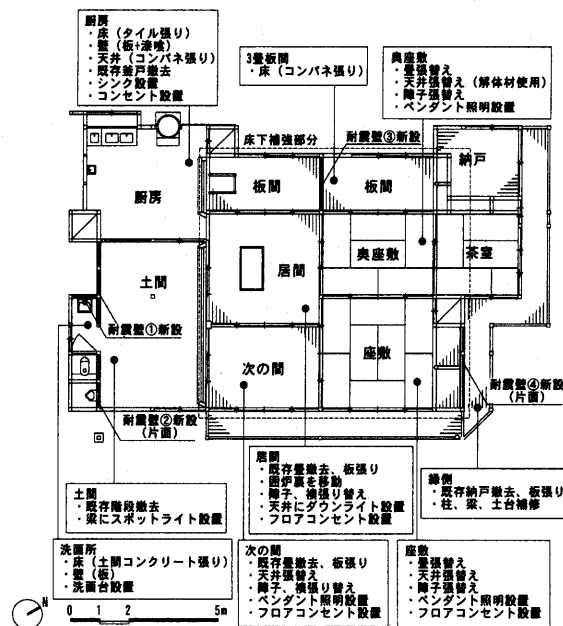


図10 改修後平面図と改修内容



写真5 改修後の座敷周り(H17) 写真6 移設後の囲炉裏(H17)

水工事が行われた。以前は外部からの使用であったトイレは、内部から出入りできるよう改修された。内装に関しては畳と天井が張り替えられ、多目的利用できるよう、居間と次の間の畳は撤去し板の間に改修するとともに(写真5)、囲炉裏を囲んで食事ができるよう、既存の囲炉裏が居間中央に移設された(写真6)。外部は屋根棟部分と北面のトタンの葺き替え、軒の改修が行われている。

5-3. 改修後の活用状況

平成17年3月、西山邸は「蕎麦工房歌野清流庵」として開店した。四つ間の建具は普段は撤去され、居間・次の間・座敷・茶室に座卓が置かれ客室として使われ、奥座敷は地元陶芸家のミニギャラリーとして作品が展示されている。建具を外すと28畳の広々とした空間が確保できるため、ふれあう会会員の話し合いの場やイベント時の

休憩場所としても利用されている。吹き抜けの土間では、梁に設置されたスポットライトにより茅葺き屋根と木組みを眺めることができ、壁面にはふれあう会の活動を紹介したパネルが展示されている。同年4月には国登録有形文化財の指定を受け、10月に稲刈りと同時に開催された記念シンポジウムでは、下関市・社会福祉協議会・大学によって「古民家の再生」に関する講演会が行われ、74名の参加を得た。

このように茅葺き民家は飲食店として店主によって管理・運営されることにより、常時の利用と維持費の確保が可能になった。また耐震補強及び内部改修により、既存の平面構成を活かし多様な用途に活用されている。

6. 結言

本論では、住民参加型の茅葺き民家の再生・活用事例を対象に、住民参加による葺き替え作業と民家再生・活用の成功要因を明らかにした。得られた知見は以下の通りである。

1) 農作業の経験と技術及び茅葺き作業の経験を持つ地元60代の農業者が、茅の確保・茅刈り・竹切りを含む活動全般において主軸となり活動を進めたことが、茅葺き未経験者や町外居住者等幅広い世代の人々の葺き替え作業への参加を促し、ボランティアによる茅葺き屋根の葺き替えを成功させたといえる。

2) 民家保存・再生への住民参加の意思決定プロセスにおいて、民家を拠点とした、経験と技術が豊富な地元農業者を主体とした長期に亘る地域交流活動が、地域住民の農村文化及び民家の希少価値に対する認識の深まりをもたらし、協働作業を通じた住民主体の活動に対する参加意識の向上が、葺き替え作業及び民家再生・活用への参加を促したものと考えられる。さらに民家を店舗として利用することにより、継続的な維持管理・運営を行うだけでなく、改修により地域交流の場として多目的に活用することができるため、今後は住民参加による茅葺き民家の保存活動に関する情報発信の場としての展開が期待される。

以上より、地域住民により茅葺き屋根の葺き替え及び民家再生・活用が実現できた条件として、(1) 葺き替え作業において、茅葺き作業経験を有す地元農業者が主体的な役割を果たしていること、(2) 長期に亘る民家を拠点とした地域交流活動が、民家再生への住民参加を促す主要因となっていること、が指摘できる。従って、活動主体となりうる地元農業者及び地域住民の参加を促す地域交流活動の組織化と展開ができれば、農村地域においてこのような取り組みを促進することは可能と考えられ、今後の住民参加による茅葺き民家の再生・活用への展望が示されたものとする。

また茅葺き民家の店舗としての再生利用が、茅葺き民家の持続的活用の実現へと導いたが、継続的な管理・活用方法や葺き替え後の維持費の確保については、地域住民により地域の実情に対応した適切な手法を検討することが必要である。

謝辞

本研究を行うにあたり、歌野の自然とふれあう会会員の皆様、下関市役所藤永太美登氏(当時)、下関写真クラブの方々のご支援とご協力を得た。末尾ながら記して謝意を表します。尚、本論は平成15-17年度文部科学省科学研究費(基盤(B)(2)課題番号15360322)

の助成を受けたものである。

注

注1) 「歌野の自然とふれあう会」活動以前の西山邸の管理・運営状況については、西山邸所有者、下関市役所菊川総合支所農林課担当者、企業者クラブに対する聞き取りによる。またその際に基礎資料として歌野ダム建設前に作成された測量図(図1)、写真1、新農業構造改善事業概要(表1)を得ている。

注2) 土地・建物使用貸借契約書(抜粋)

第2条 町は本物件を郷土文化保存伝習施設の用途に供しなければならない。第3条 本物件の貸付期間は、第2条の用途のために、町が必要とする期間とする。第5条2 本物件の維持管理に要する経費は、町の負担とする。第10条 町は貸付期間が満了したときは、本物件を現状で所有者に返還しなければならない。ただし、所有者が建物を解体する旨の申し出をしたときは、町は解体して整地のうえ、返還しなければならない

注3) 写真2・5・6、図2・3・10については、著者が撮影及び実測調査を行い作成している。

注4) 施設開設当時は隣町などからも来客があったものの、この頃になると施設の老朽化が進み、来客が減少していた。

注5) ふれあう会会長より「以前から企業者クラブの中に、歌野の素晴らしさを地域内外に広めるおもしろい取り組みができないか、という強い気持ちがあった。また、町内で村づくりの活動をするなら、ここが一番いいだろうという素朴な思いがあった。」という聞き取りが得られた。

注6) 「歌野の自然とふれあう会」の記録によれば、H15田植え50名、餅つき60名、H16田植え77名、H17田植え36名、稲刈り74名、餅つき78名の参加が得られた。

注7) 建物賃貸借契約書(抜粋)

第2条 会長は、建物及び敷地を、歌野の自然とふれあう会として使用するものとする。第3条 この建物の賃貸借の期間は、会長が必要とする期間とする。第4条 会長は、この建物の賃借料は、無料とする。第9条 会長は、契約を解除した場合は、すみやかにこの建物を解体しなければならない。但し所有者の承認を受けたときは、この限りでない。

注8) 写真3・4: 下関写真クラブより提供

注9) ふれあう会会員より「会員の手のみで葺き替え作業をボランティアで実現できるのか、という不安の声があがったものの、会長の強い意思に皆が動かされた。」という聞き取りが得られた。

注10) 歌野の自然とふれあう会に対する聞き取りによる。

注11) 建物等賃貸借契約書(抜粋)

第2条 店主はこの建物及び敷地を「歌野清流庵」として使用するものとする。第3条 この建物の賃貸借の期間は、店主が必要とする期間とする。第4条 店主はこの建物の賃借料は無料とする。第6条 会長は、この建物で生じた利益を店主に請求しないものとする。また店主は諸経費等があってもこれを会長に請求しないものとする。第10条 会長は店主による大規模改修を認める。ただし事前に会長の承諾を必要とする。(1) 会長は改築部に関しては原状回復を請求しない。(2) 店主は改築費用を明け渡し時に会長に請求できない。

参考文献

- 1) 前田直之、後藤春彦、山崎義人: 労力支出からみる茅葺き屋根の継続的な補修作業モデルの構築 ~新潟県高柳町荻ノ島地区と大島村田麦地区の過去と現在の比較を通して~, 日本建築学会計画系論文集, No. 571, pp. 77-84, 2003. 9
- 2) 齋藤孝文、川嶋雅章: 茅葺き屋根の維持保存システムに関する研究, 日本建築学会大会学術講演梗概集 E-2 分冊, pp. 685-686, 2002. 8
- 3) 川勝理絵、古嶋美鈴、増井正哉: 京都府美山町における茅葺き屋根の維持管理システムの変容と支援 - その1 茅場の存在形態とその変容 - , その2 調査方法とシステムの衰退過程 -, 日本建築学会大会学術講演梗概集 E-2 分冊, pp. 537-540, 2003. 9
- 4) 本井淑子、藤澤好一: 佐渡の茅葺き屋根建造物の保存活用に関する調査研究, 日本建築学会大会学術講演梗概集 F-1 分冊, pp. 1279-1280, 2004. 8
- 5) 菊川町教育委員会: 菊川町史, 菊川町, 1985
- 6) 長坂勝: 茅葺き屋根をもっと残すために, 建築雑誌, Vol. 118, No. 1500, pp. 70, 2003. 2
- 7) 安藤邦廣: 茅葺きの民俗学~生活技術としての民家, はる書房, 2004. 11
- 8) 中園真人、山本幸子: 茅葺き古民家の再生に向けた住民団体の取り組み山口県菊川町「歌野清流庵」の事例, 日本建築学会大会学術講演梗概集 E-2 分冊, pp. 513-514, 2005. 9

[2006年4月20日原稿受理 2006年7月27日採用決定]